

国連休戦監視機構

United Nations Truce Supervision Organization (UNTSO)

《 概 要 》

2024年10月

- | | |
|----------|--|
| 1 設立年月 | 1948年5月 |
| 2 設立決議 | 安保理決議第50号(1948年) |
| 3 展開場所 | 中東 |
| 4 本部所在地 | エルサレム(イスラエル)
(ベイルート(レバノン)、イスマイリア(エジプト)、ダマスカス(シリア)に連絡事務所が所在) |
| 5 ミッション長 | パトリック・ゴウシャ少将(スイス) |
| 6 活動期限 | 規定なし |
| 7 予算 | 約4,101万ドル(2024年1月~2024年12月) |
| 8 経緯 | |



- (1) 1947年11月、国連総会は国連パレスチナ特別問題委員会が提出したパレスチナ分割決議案(パレスチナを分割してアラブ人国家とユダヤ人国家を創設し、エルサレムを国際管理下に置くという内容)を承認する決議第181号を採択したが、同決議はアラブ側には受け入れられなかった。
- (2) 1948年5月、英国がパレスチナの委任統治を終了したことを受け、国連総会決議第181号に基づき、イスラエルは建国を宣言。これを認めないアラブ側とイスラエルとの間で第1次中東戦争が勃発。
- (3) 同月、安保理は決議第50号を採択し、パレスチナにおける休戦を呼びかけるとともに国連調停官が軍事監視団の援助を受け、休戦を監視することを決定。これを受け、同年6月に国連休戦監視機構(UNTSO)が現地に展開。
- (4) 1949年8月、安保理は、イスラエルとアラブ4か国(エジプト、ヨルダン、レバノン、シリア)との間で休戦協定が結ばれたことを受け、決議第73号を採択。これにより、国連調停官は任を解かれ、UNTSOが主体となって休戦協定の履行を監視することが決定され、UNTSOの活動範囲は5か国の領域に拡大した。
- (5) 1956年、1967年及び1973年の第2次~第4次中東戦争以降、変わりゆく状況に応じてUNTSOの軍事監視要員の役割は変化してきたものの、当該地域での展開を続け、敵対者間の仲介者として、独立した事案を封じ込め、大きな紛争に発展しないよう活動を続けてきている。

9 任務

UNTSOの任務は、中東地域の情勢の変容とともに変化。主な任務は以下のとおり。

- (1) 1949年にイスラエルとアラブ諸国間で締結された休戦協定の履行の監視。
- (2) 第3次中東戦争(1967年)に起因するスエズ運河地域及びゴラン高原の停戦監視。
- (3) エジプト・イスラエル平和条約に基づくシナイ半島の平和維持の監視。
- (4) 国連兵力引き離し隊(UNDOF)、国連レバノン暫定隊(UNIFIL)に対する支援。

10 派遣規模

中東地域においては、現在、UNTSO軍事監視要員の一部はUNDOFやUNIFILの部隊に配置されている他、監視要員の一部はシナイ半島に駐在している。

- (1) 軍事・警察要員(計126名) ※2024年7月31日時点
 - ・警察要員(個人): 0名 ・警察部隊要員: 0名
 - ・軍事要員(個人): 126名 ・軍事部隊要員: 0名 ・司令部要員: 0名

(2) 文民要員(計210名) ※2024年7月31日時点

・国際文民要員:72名 ・現地文民要員:138名

(3) 国連ボランティア(0名) ※2024年7月時点

11 要員派遣国 ※2023年9月30日時点

フィンランド、スイス、オーストラリア、ノルウェーなど計30か国

(詳細:国連 DPO 要員派遣国統計

https://peacekeeping.un.org/sites/default/files/04_country_contributions_detailed_by_mission_76_july_2024.pdf)

12 犠牲者数 ※2023年10月31日時点

52名(事故:14名、病気:10名、悪意ある行為:26名、その他:2名)

(参照:国連 DPO UNTSOウェブサイト <https://untso.unmissions.org/>)